

議 事 日 程 （ 第 3 号 ）

平成23年12月9日（金曜日） 午後3時19分 開議（本会議）

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第 85号 平成23年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）

議第 86号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第 87号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

議第 88号 平成23年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第 89号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議第 90号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第 91号 平成23年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 2 ※請願事件審査結果報告及び採決

請願第 5号 公的年金の改悪に反対する意見書の提出に関する請願

請願第 6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願

請願第 7号 地方財政の充実・強化を求める請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第 92号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

日程第 4 議第 93号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第 94号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 95号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 8 議第 96号 水環境保全用地の取得について

※発議案件の審議及び採決

日程第 9 発議第11号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出に

ついて

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第3号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 14名

出席議員 14名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君	14番	三浦正良君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地 域 生 活 課 長	池 田 与 四 也 君
健 康 福 祉 課 長	東 海 林 和 夫 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
教育委員会			
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 課 長	菅 原 聡 君
選挙管理委員会			
農 業 委 員 会 会 長	阿 部 一 彰 君	委 員 長	佐 藤 正 喜 君
代 表 監 査 委 員	高 橋 勤 一 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 小 林 栄 一 次 長 今 野 信 雄 書 記 斎 藤 浩 一

☆

本 会 議

議 長（三浦正良君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後３時１９分）

議 長（三浦正良君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、きょう議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会高橋透委員長より協議の結果について報告を願います。

高橋透委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋 透君） きょう議会運営委員会を開催し、町長から追加提案ありました議第96号 水環境保全用地の取得についてを協議した結果、次のとおり意見決定しましたのでご報告いたします。

本議案については、本日の日程第7の次に追加し、日程第8とし、発議第11号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを日程第9としますので、よろしくご協力お願いいたします。

議 長（三浦正良君） ただいま高橋透委員長報告のとおり本日の日程に追加することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（三浦正良君） ないようですので、本日の日程に追加することに決定いたしました。

初めに、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程に議第96号 水環境保全用地の取得について、発議第11号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを日程第7の次に追加し、日程第8、日程第9としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に日程第8、議第96号 水環境保全用地の取得について、日程第9、発議第11号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを追加することに決しました。

次に、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第5号 公的年金の改悪に反対する意見書の提出に関する請願について、総務厚生常任委員会高橋久一委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会、高橋久一委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君）

平成23年12月9日

遊 佐 町 議 会
議 長 三 浦 正 良 殿

総務厚生常任委員会
委員長 高 橋 久 一

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第5号 公的年金の改悪に反対する意見書の提出に関する請願

2. 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、不採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成23年12月8日

議 長（三浦正良君） それでは、請願第5号についての質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今回の報告によりますと、総務厚生常任委員会ではこの請願の案件を不採択にしたというふうなことでありますので、この審議の内容、ご意見等議論についてどのようなものがあつたのか、まずはお聞きたいします。

議 長（三浦正良君） 総務厚生常任委員会高橋久一委員長。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君） 総務厚生常任委員会の中での議論の内容について説明させていただきます。

請願項目順に説明いたします。初めに、年金の2.5%引き下げ、マクロ経済スライドの適用をやめることについて。現在実際に支給されている年金は、過去物価下落時に年金額を据え置いた経緯から特例的に本来よりも高い水準で支払われているものであります。法律上で想定している年金額は、物価や賃金の上昇や下落に応じて増額や減額されるというルールになっております。よって、物価スライド特例措置により特例水準を改め、法律が規定する本来の年金水準に戻すべきとの意見で一致しました。

さらに、平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整については、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分2.5%が解除された後に開始されることとなっており、今回は議論になりませんでした。

以上です。済みません。2項目めの年金支給開始年齢にさらなる引き上げについては、反対ご意見はございませんでした。

3、4項目の中で、無年金者を救済することについては、未納者をふやすことになるので反対であるとの意見が多数でありました。

最後の消費税の増税に関しては、社会保障の目的税とすることには賛成できるとの意見です。

このように議論した結果、この請願は不採択にすべきと決定しました。

議 長（三浦正良君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今議論の内容についてお話をいただいたわけですが、特例水準については規定のものに戻すべきだというふうなご意見が一致をされたというふうなお話でございました。それでこのままいくと際限なく下落する可能性があります。それで今の状況の中で下落をどんどん進めていくことについて、そのことが生活を脅かしていくというふうな議論はなかったのかどうか、このことをひとつお尋ねしたいと思います。

それから、無年金者のことでありますけれども、無年金者についての状況をどのように把握されているのかなというふうにしてお聞きをされていて思いました。大きな無年金者になる要因としているのは、収入が余らないのに支払い負担が多いと、このことが1点ありますし、あるいは今後心配をされる若い人の無年金者がふえていく可能性があるのではないかなというふうなことも心配をされます。これらの総合的なことを考えた場合に、救援策というものが必要であるというふうな議論はなかったのかどうか。それは、1つには直接的な無年金者をなくすということもありますけれども、働く人の雇用のあり方、こういったことが私は絶対条件で必要であるというふうにして思います。その辺の議論がなかったのかどうか、お尋ねいたします。

議 長（三浦正良君） 総務厚生常任委員会高橋久一委員長。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君） 初めに申したとおりの皆様のご意見で、以前紹介議員さんは私見を挟まずに報告してくださいというような事例がありました。そして私なりの私見を交えずに質問に対して答弁したいと思います。

1番目のこのまま年金が減額された場合についてはどうなるのか、それに対しての議論はございました。

それから、無年金者の数についても把握しておりません。議論の中に出てきませんでした。ただ、一応総務厚生でも資料を提出して、それを見ながら議論していただいたのですけれども、この請願項目の内容ですが、平成23年6月30日、政府により決定されました社会保障税一体改革成案の中のある請願のこの請願の内容は、改革成案の中に載っておりました。しかし、なぜこの改革が必要なのか、社会保障税一体改革が必要なのか、それは公費の縮小ではないでしょうか。この改革の成案の中には、「公費の縮小」という言葉がはっきり載っております。ただいま紹介議員の質問では、年金額の維持、無年金者の救済、消費税の増税を行わずにしてこれらの条件を満たすには財源をどうするのか委員会の中で議論されました。その結果、不採択という結論に至った次第であります。

議 長（三浦正良君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 最初にお話をされたことについて質問をいたしまして、再度今ご答弁いただきまして、議論の内容がより明らかにされたかなというふうにして思っております。それで対比、いわゆる賛否の割合というものはどのようになったのか、全員一致で否決というふうになったのかどうか、その辺をお尋ねして終わります。

議 長（三浦正良君） 総務厚生常任委員会高橋久一委員長。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君）　先ほど1つ説明忘れました。社会保障税一体改革の成案の中には、デフレ下のマクロ経済スライドということで、仮に特例水準を3年間で解消すると年金額がマイナス2.5%削減され、毎年0.1兆円程度の公費の縮小になるというようにうたわれております。その後仮にデフレである年にもマイナス0.9%のマクロ経済スライドすると、毎年0.1兆円程度公費が縮小されるというふうにうたわれております。紹介議員もご存じと思いますが、年金が本来より多く支払われ続けていることは明確になっております。このまま特例を続けた場合、当然若い世代に負担が来ます。しわ寄せが生じるわけです。少子高齢化の進行で、若い世代の負担は重くなる一方ではありませんか。医療の進歩や生活環境の改善により、平均寿命は年々延びております。年金受給期間も長くなっております。このようなことを議論した結果、全委員一致で不採択と決定しました。

議　長（三浦正良君）　以上で13番、伊藤マツ子議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（三浦正良君）　ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

13番、伊藤マツ子議員。反対の討論ですか、賛成の討論ですか。

13番（伊藤マツ子君）　反対討論を行います。

議　長（三浦正良君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議　長（三浦正良君）　ないようですので、13番、伊藤マツ子議員から反対の討論を許可いたします。

13番、伊藤マツ子議員、登壇願います。

13番（伊藤マツ子君）　それでは、請願第5号　公的年金の改悪に反対する意見書の提出に関する請願について、高橋久一総務厚生常任委員長の否決とした結果報告に対する反対討論を行います。

委員長の報告は、請願否決でありました。特例廃止などによる年金引き下げが今でさえ大変な高齢者の生活にさらなる困難を押しつけるものです。ことし4月から0.4%の年金が引き下げられています。医療や社会保険料、税金などの大幅値上げがなされている中、消費者物価指数だけで機械的に年金を下げることは道理がありません。物価スライドの仕組みを機械的に適用すれば、高齢者の年金だけでなく、障害者年金、障害児福祉手当、児童扶養手当などにも影響します。年金を暮らしの支えにしている人たちへの容赦のない仕打ちは、中止をすべきだと考えます。

年金は、最低保障年金を設けるなど、年金を引き上げることこそ購買力をふやし、消費を拡大し、景気を刺激して税金をふやすことにつながります。年金財源を理由に消費税の増税をするとされていますが、消費税は言うまでもなく毎日の消費に一律にかかる税金です。所得に対する消費税の負担割合は、低所得者ほど重くなります。年収200万円に満たない派遣労働者や年金生活者、生活保護世帯には厳しい不公平な税金です。消費税は、価格にすべて転嫁できる大企業には、実質的に一円も負担しなくて済む税金でもあります。今約260兆円、場合によっては三百数十兆円もある大企業の内部留保資金は、中小企業支援や非正規から正社員として働ける環境をつくることに使うべきであります。このことなくして若い人の将来設計を立てることも公的年金を守ることもできません。

社会保障の財源を言うのであれば、大企業と大金持ちに大盤振る舞いで行ってきた減税にこそメスを入れるべきであります。法人税は、企業の利益に課せられる税金ですが、大企業の強い主張で税率を下げ続けてきました。その理由は、税金を下げないと企業が海外へ逃げるという理由からでした。しかし、経済産業省の活動基本調査結果によれば、法人税が海外に生産拠点などを移す主な理由にはならないと国が認識をしているのです。

大資産家の最高税率は、1974年に75%だったものが1988年に60%に、今では40%です。大企業の法人税率も1988年に42%だったものが今は30%です。さらに、証券優遇税制で本則20%をそれをさらに10%に引き下げています。これを20%に戻すだけで4,500億円の増収になります。トヨタ自動車を例にとって、社長と従業員の負担を比べてみると、社長の所得税と社会保障の負担率は年収16%、一般社員の年収の負担率は30.7%となります。さらに、輸出大企業に行われる消費税還付を昨年度だけで2,246億円も受けています。消費税還付は、上位10社で8,700億円に上っています。

このような減税を1997年水準に戻すだけで年間3兆円から4兆円の増収となります。今回の復興増税でも大企業の優遇税制は問題です。法人税を5%に引き下げ、そのうち3%を5年間凍結をして復興財源に充てると言っていますが、2%は丸々減税になります。その結果、国民には8.8兆円の増税、大企業の減税は11.6兆円となります。これでは、国民が復興財源として負担した増税分は、大企業の減税でマイナスになり、復興財源は一円も生まれません。消費税を導入するときも3%から5%に増税をするときも社会保障のためと宣伝をされてきましたが、消費税導入から昨年度まで国民が納めた消費税の総額は224兆円に達します。一方で、同じ期間に法人3税の税収額が208兆円です。消費税の大半、93%が大企業の減税と税収減の穴埋めに使われてきたこととなります。税と社会保障の一体改革による消費税増収も法人税の5%減税に消えていくことも明らかです。年金や社会保障の財源は、今申し上げた税の不公平をただすことで十分に賄えます。

このことを申し上げまして、高橋久一委員長報告への反対討論といたします。

議長（三浦正良君） 以上で討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを不採択とすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

議長（三浦正良君） 起立多数です。

よって、請願第5号はこれを不採択とすることに決しました。

次に、請願第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願について、文教産建常任委員会筒井義昭委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、筒井義昭委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長（筒井義昭君）

平成23年12月9日

遊 佐 町 議 会

議 長 三 浦 正 良 殿

文 教 産 建 常 任 委 員 会

委員長 筒 井 義 昭

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成23年12月8日

議 長（三浦正良君） それでは、請願第6号についての質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないので、これにて討論を終了いたします。

以上で討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

議 長（三浦正良君） 起立多数です。

よって、請願第6号はこれを採択とすることに決しました。

次に、請願第7号 地方財政の充実・強化を求める請願について、総務厚生常任委員会高橋久一委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会、高橋久一委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君）

平成23年12月9日

遊 佐 町 議 会

議 長 三 浦 正 良 殿

総 務 厚 生 常 任 委 員 会

委員長 高 橋 久 一

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第7号 地方財政の充実・強化を求める請願

2. 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、不採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成23年12月8日

議長（三浦正良君） それでは、請願第7号についての質疑に入ります。

1番、筒井義昭議員。

- 1 番（筒井義昭君） 私が本請願の紹介議員でありますので、高橋久一委員長にお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

まず最初に、否決されたというお話であります。慎重審議もされたというお話であります。どういふ議論が委員会ではなされたのか、お尋ねいたします。

議長（三浦正良君） 総務厚生常任委員会高橋久一委員長。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君） 本請願の件名は、地方財政充実・強化を求める請願でありました。請願の趣旨、これは東日本大震災によって東北、関東で多くの自治体が甚大な被害を受けたというような内容であります。請願項目の1番に、この趣旨に沿った項目がございます。これについては、皆さんご異議ございませんでした。しかしながら、2項目、3項目の地方交付税の総額確保とか、国の地方の税収配分5対5を実現する税源移譲ということに皆さんの議論が集中しました。

少し意見の内容を紹介しますと、国の財政が逼迫しているとき、地方財政計画、地方交付税総額の確保というような請願を出してもいいものなのか。また、国、地方の税配分を5対5が本当にいいのか。実現した場合、我が町のように過疎指定された町にとってプラスになるのか等々意見があり、議論されました。その結果、採決いたしましたところ、反対多数ということで不採択となりました。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

- 1 番（筒井義昭君） 今高橋久一委員長より協議内容について説明いただきました。本請願と同じ趣旨の請願を平成19年の9月議会でも出され、平成20年の9月議会においては、私が紹介議員でありましたが、出させていただきました。あのときは、採択された趣旨の請願であります。3年の月日は流れたものの、中央と地方の格差は解消されてはいません。いや、格差はますます広がっていると考えます。また、東日本大震災からの復旧、復興という課題も課せられている。国が果たさなければいけない役割と責任は大きい。それゆえに、国から地方へ財源を移譲し、地方財政の拡充を求めた請願であります。3年間、4年前に採択された本請願を今回不採択にした現状認識の違いはどのようなところにあったのかお尋ねいたします。

議長（三浦正良君） 総務厚生常任委員会高橋久一委員長。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君） 先ほども説明いたしましたが、この請願の趣旨はまさしく震災対策費を確保し、復興に努めるというような内容であります。その項目に対しても、1項目めはそのような項目になっております。よって、これは一部採択というような意見もございました。しかしながら、以前20年に同じ紹介議員がなされた場合は、この1項目にある震災という項目はなかったの

す。この趣旨を我々は震災の趣旨と受けとめ、2項目、3項目めにある、特に国と地方の税収配分5対5、これに集中審議として議論がなされ、これは一部採択ではなくて不採択とすべきというように結論づけました。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） これ何度も言うようですが、本請願の趣旨というのは地方財政の充実と強化を求めている請願であります。これ前に2度出されて採択されたことには、まず置いておきましょう。しかし、今地方において、遊佐町において、この国が地方をある程度支援し財政を拡充していく、その問題というのが解消されているわけではありません。3年前から、4年前から変わったことといえば、過疎指定地域に遊佐町が指定され、過疎債を発行できるようになったということと、3.11以降の東日本大震災の復興、復旧に国民、住民、町民の目が向いているということにすぎない。しかし、遊佐町の財政、中央と地方の格差を解消させるためには、この請願はやはり通さなければいけないことだと思っております。

10年間の間に国による給与関係費1割削減したことによって、10年間で39万人の地方公務員の数削減されているわけです。財政健全化のもとに39万人の地方公務員の数が減らされている。そのこと1つとったとしても、住民サービスに対して影響を及ぼしているのではないかと、介護福祉施策に対して影響を及ぼしているのではないかと、第1次産業を含めたところの農林水産業の振興に影響を来しているのではないかと、そんなことがあってはならない。だから国が応分の負担を地方に回しなさいという請願です。それを考えるときに、三陸というか東日本の復旧、復興に対する支援と地方の財政の健全化のためにも国の応分の財政の拡充が必要なのだ。それに対して不採択という結論を出したわけですが、復興と復旧に対してどれほど議論されたのか、地方財政の健全化、国の責任の役割についてどれほど議論されたのか、もう一度お尋ねいたします。

議長（三浦正良君） 総務厚生常任委員会高橋久一委員長。

総務厚生常任委員会委員長（高橋久一君） 先ほどより申し上げているように、我が委員会では地方財政計画、地方交付税総額の確保、地方財政予算全体の安定確保よりも東日本大震災の復興を優先すべきという意見で一致を見た、それをもって不採択とさせていただきました。

議長（三浦正良君） 以上をもちまして筒井義昭議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、討論を終了し、採決をいたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを不採択とすることに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（三浦正良君） 起立多数です。

よって、請願第7号はこれを不採択とすることに決しました。

次に、条例案件の審議、採決を行います。

日程第3、議第92号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないので、これにて討論を終了いたします。

これより議第92号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第93号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないので、これで討論を終了いたします。

それでは、採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

議第93号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議 長（三浦正良君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第94号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第94号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第95号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第95号 遊佐町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成23年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）ほか特別会計等補正予算6件について、補正予算審査特別委員会筒井義昭委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、筒井義昭委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（筒井義昭君）

平成23年12月9日

遊 佐 町 議 会
議 長 三 浦 正 良 殿

補正予算審査特別委員会
委員長 筒 井 義 昭

審 査 結 果 報 告 書

平成23年12月7日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

- 議第85号 平成23年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）
- 議第86号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第87号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 議第88号 平成23年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第89号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第91号 平成23年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

平成23年度遊佐町一般会計補正予算ほか6件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議 長（三浦正良君） お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手多数です。

よって、議第85号 平成23年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第86号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第87号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第88号 平成23年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第89号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第90号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第91号 平成23年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議第96号 水環境保全用地の取得についての件を議題といたします。

議会事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局 長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議 長（三浦正良君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第96号 水環境保全用地の取得について。本案につきましては、鳥海山湧水域の水環境保全用地として胴腹滝上流部の土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものがあります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議 長（三浦正良君） 直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第96号 水環境保全用地の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議、採決を行います。

日程第9、発議第11号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局 長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議 長（三浦正良君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第6号において審査の結果、採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第478回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまです。

（午後4時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成23年12月9日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良

遊佐町議会議員 斎 藤 弥 志 夫

遊佐町議会議員 堀 満 弥